

労働災害遺族の生活実態に関する調査

—結果報告書—

昭和44年

労働省婦人少年局

は し が き

労働省婦人少年局では、労働者家族福祉の見地から労働者家族の問題とその福祉対策についてかねてから調査研究、啓蒙活動などをすすめてきたが、今回労働災害遺族の生活実態に関する調査を実施した。この調査は労働災害により死亡した労働者の家族について、生活の現状並びに夫の死亡による生活の変化の実態を明らかにするために実施したものである。この調査の結果が労働者家族福祉問題に関心をもたれるかたがたのご参考になれば幸いである。

調査の実施にあたってご協力いただいた対象者をはじめ関係機関の各位に厚くお礼申し上げる。

昭和44年10月

労働省婦人少年局

目 次

はしがき

調査の概要	1
調査結果の要約	3
調査結果	6

I 被災労働者（夫）について

6

1 勤務していた事業所の業種	6
2 勤務していた事業所の規模	6
3 死亡時の夫の年齢	7

II 家族について

8

1 夫死亡時の妻の年齢	8
2 夫死亡時と現在の家族員数	8
3 夫死亡時の子どもの年齢	8
4 夫死亡時の18才未満の子ども数	9

III 子どもの教育について

9

1 夫の死亡が子どもの就学に及ぼした影響	9
2 奨学金の受給状況	10

IV 住居について

10

1 現在の住居の種類	10
2 現在の住居に住みはじめた時期	11
3 夫の死亡後住居を移転した理由	11

V 家族の就労について

11

1 夫の死亡当時と現在の家計担当者	11
2 夫死亡時及び現在職業についている家族員数	12
3 妻の就労について	13

(1) 就労の有無	13
(2) 就労の種類	13
(3) 就労開始の時期	14
(4) 妻の勤め先と夫の勤め先との関係	15
(5) 妻の就労による月収金額	15
4 子どもの就労	16

VI 家計について	16
1 現在の家庭の月収総額とその内容	16
2 現在の月収と夫死亡前の月収との比較	17
3 現在の1ヶ月当たりの支出額	18
4 夫死亡時の家の財産の所有状況	18
5 夫死亡時の貯金額	18

VII 夫の死亡により受け取った金について	19
1 一時的収入総額	19
2 一時的収入の内容	19
(1) 公的な給付について	20
イ 遺族が受け取った災害補償等の種類	20
ロ 遺族補償年金の前払一時金	21
ハ 遺族補償年金の受給額	22
ニ 公的年金の受給総額	22
(2) 事業所から受け取った退職金等	23
イ 退職金等の有無	23
ロ 退職金等の金額	23
3 一時的収入の現在までの支出状況	24
4 一時的収入の使途	24
5 一時的収入の使途についての相談相手	25

VIII 夫の葬式について	26
1 社葬の有無	26
2 葬儀費用	26

Ⅸ 妻の意識について	27
1 夫の死亡により一番困ったこと	27
2 遺族のために政府や公的機関にしてほしいこと	27

〔付 録〕

調 査 票	31
労災保険について	34

統 計 表 目 次

第1表 建設業及び製造業の事業所規模	7
第2表 死亡時の夫の年令	7
第3表 夫死亡時の妻の年令	8
第4表 夫死亡時と現在の家族員数	8
第5表 夫死亡時の子どもの年令	9
第6表 夫死亡時の18才未満の子どもの有無	9
第7表 夫の死亡が子どもの就学に及ぼした影響	10
第8表 奨学金受給額	10
第9表 現在の住居の種類	10
第10表 現在の住居に住みはじめた時期	11
第11表 夫死亡後住居を移転した理由	11
第12表 現在の家計担当者	12
第13表 夫死亡時及び現在職業についている家族員数	12
第14表 職業についている家族員数の変化	13
第15表 妻の就労の有無(年令別)	13
第16表 妻の就労の種類(年令別)	14
第17表 妻の勤め先と夫の勤め先との関係	15
第18表 妻の月収金額	16
第19表 夫死亡後就職した子どもの有無	16
第20表 夫の勤め先に就職した子どもの有無	16
第21表 現在の家庭の月収総額	17
第22表 総収入の内容	17
第23表 現在の月収と夫死亡前の月収との比較	17

第24表	現在の1ヶ月当たりの支出額	18
第25表	夫死亡時の家の財産の所有状況	18
第26表	夫死亡時の貯金額	19
第27表	夫死亡後の一時的収入総額	19
第28表	一時的収入の内容	20
第29表	受け取った災害補償等の種類(事業所規模別)	21
第30表	前払一時金受給額	21
第31表	前払一時金を受けた理由	22
第32表	遺族補償年金の受給額	22
第33表	公的年金の受給総額	22
第34表	退職金等の有無(事業所規模別)	23
第35表	退職金等の金額(事業所規模別)	24
第36表	一時的収入の用途についての相談相手	25
第37表	社葬の有無(事業所規模別)	26
第38表	葬儀費用	27
第39表	夫の死亡により一番困ったこと	27
第40表	公的機関に対する要望	28

図 表 目 次

第1図	夫の勤務していた事業所の業種	6
第2図	夫の勤務していた事業所の規模	7
第3図	妻の就労の種類	14
第4図	就労開始の時期	15
第5図	受け取った公的な給付の種類	20
第6図	一時的収入の現在までの支出状況	24
第7図	一時的収入の用途	25

調 査 の 概 要

1 調査の目的

労働災害により死亡した労働者の家族について、就労状況、家計など生活の現状並びに夫の死亡による生活の変化の実態を明らかにして、労働者家族福祉対策の基礎資料とすることを目的とした。

2 調査の範囲

(1) 調査の地域

全 国

(2) 調査の対象

労働災害により死亡した労働者の妻 2,590 名（但し、回収有効数 2,103 名）

3 抽出方法

昭和42年1月1日から同年12月末日までに、夫が労働災害で死亡し、労災保険の遺族補償年金の受給権者となつた妻（約4,000名）を各県別に分類し、一定の率を与えて各都道府県の対象者数を定めた。次に各都道府県ごとに労働災害死亡者が多い順に労働基準監督署を選び、各都道府県の対象者をみただけの労働基準監督署を選定した。選定された労働基準監督署が保管する遺族補償給付年金用給付原簿から、下記の条件のすべてに該当する婦人を全部抽出した。

サンプル条件

1. 昭和42年1月1日から同年12月末日までの間に労働災害で死亡した労働者の妻
2. 労災保険の遺族補償年金の受給権者
3. 夫が事故発生後1ヶ月以内に死亡したもの

4 調査の時期

昭和44年5月

5 調査の方法

婦人少年局、婦人少年室の職員及び統計調査員が対象者を訪問して行なう面接法。（調査対象者が非常な遠隔地に居住しており、訪問不能なものについては一部通信により実施）

6 調査項目

家族構成、住居、家族の就労、子どもの教育、家計、妻の意識、その他

7 調査機関

労働省婦人少年局

調 査 結 果 の 要 約

1 被災労働者（夫）について

<勤務していた事業所>

事業所の業種は建設業が全体の37%で最も多く、製造業が22%でこれに次ぐ。規模は100人以下の小規模事業所が6割をこえている。

<夫の年齢>

死亡当時の夫の年齢は30代と40代が多く、死亡平均年齢は43才である。

2 家族について

<妻の年齢>

夫死亡時の妻の年齢は30代と40代が多く、平均40才である。

<家族員数>

家族員数は、夫を除いて3人が最も多く、1世帯の平均員数は3.6人（死亡時点）と3.7人（現在）である。

<18才未満の子ども数>

夫死亡時に、18才未満の子どもがいたものは約8割あり、その数は2人というものが最も多い。年齢別には6～14才が4割、5才以下2割、15～17才が2割弱である。

3 子どもの教育について

<子どもの就学への影響>

夫の死亡当時、12才以上で強学中の子どもがいた865人の対象者のうち、夫の死亡が「子どもの就学に影響を及ぼした」というものが3割強ある。その内容は「進学を中止し就職した」や「全日制から定時制にかわった」「転校した」などである。

<奨学金の受給状況>

現在高校生以上の子どもを持つ対象者のうち、奨学金受給の子どもがいるものは67人で、その額は月額平均2,600円である。

4 住居について

<住居の移転>

夫死亡後住居を移転したものは約3割ある。移転理由の主なものは「実家に帰った」、「自分や家族の仕事の都合から」、「社宅に住んでいたから」などである。

5 家族の就労について

<夫死亡時と現在の家族員の有職状況>

現在の家族員の有職状況についてみると、有職者が1人もいない家族は、夫死亡時の4割から1割へと大幅に減少し、逆に夫以外に1人有職であつた家族は3割から5割へと上昇を示し、2人以上有職であつたものもそれぞれ増加しており、現在の家族員中の有職者は夫死亡当時よりかなり増加している。

<妻の就労>

対象者の約8割が就労しており、雇用が6割強、自家農業2割、内職1割などである。就労開始の時期は「夫の死亡後から」が52%である。また、妻の就労による月収は平均1万8,000円である。

<子どもの就労>

夫死亡後、子どもが就職したものは2割で、そのうち死亡した夫の勤め先と“同一”というものが1割ある。

6 家計について

<現在の家庭の月収と支出額>

1ヶ月当たりの家庭の総収入—妻及びその他の家族の就労による収入、公的年金などの合算—は平均4万2,000円である。現在の月収が夫の生前より「減った」というものが8割強あり、減った額の平均は2万7,000円である。

なお、現在の1ヶ月当たりの支出は平均3万7,000円である。

7 夫の死亡により受け取った金について

<夫の死亡により遺族が受け取った一時的総収入について>

遺族は労災保険の葬祭料や労災保険の遺族補償年金の前払一時金をはじめとして損害賠償金、生命保険金、事業所からの退職金や弔慰金等、一時的にまとまつた金額を受けており、その総額の平均は145万円である。なお、一時的収入の

現在までの支出状況は「大半使った」というものが37%、「全部使った」が30%で多く、その用途は「毎月小出しにして生活費」が61%で過半数を占めており、その他、夫の葬儀費に使ったもの31%、子どもの教育費28%、住宅資金・移転費用20%などである。用途の相談については、相談をしたものが全対象者の71%で、相談相手は「親戚」や「家族」が過半数(66%)を占めている。

なお、国や会社から受け取った金について詳述すると以下のとおりである。

＜公的な給付について＞

遺族は国から各種の給付をうけているが、労災保険についてみると、遺族補償年金を受けているものは全体の5割で平均年額は21万円、遺族補償年金の前払一時金を受けているものは4割で、平均額は61万円である。

＜事業所から受け取った退職金等について＞

事業所から退職金や弔慰金を受け取ったものは全体の53%で、平均額は64万円であるが、事業所規模により大きな差がみられ、規模が大きくなるにしたがつて受け取る金額も多くなっている。

8 夫の葬儀について

葬式は「自分でした」ものが41%、「会社がした」もの35%、「会社がしてくれたが自分でもした」ものが24%ある。自分が負担した葬儀費用(会社がしたが自分でもしたものを含む。)の平均は15万円である。

9 妻の意識について

＜夫の死亡により一番困ったこと＞

夫の死亡により一番困ったことは「生活費に困った」が33%で最も多く、次いで「身近な相談相手がなくて困った」が31%である。

＜遺族のために政府や公的機関にしてほしいこと＞

政府や公的機関への要望としては、「労災保険の遺族補償年金を増額してほしい」79%、「労災保険の遺族補償年金加算をうける子どもの資格年令を上げてほしい」36%、「遺族のための相談所がほしい」27%、「子どもの奨学金制度がほしい」16%などの順である。

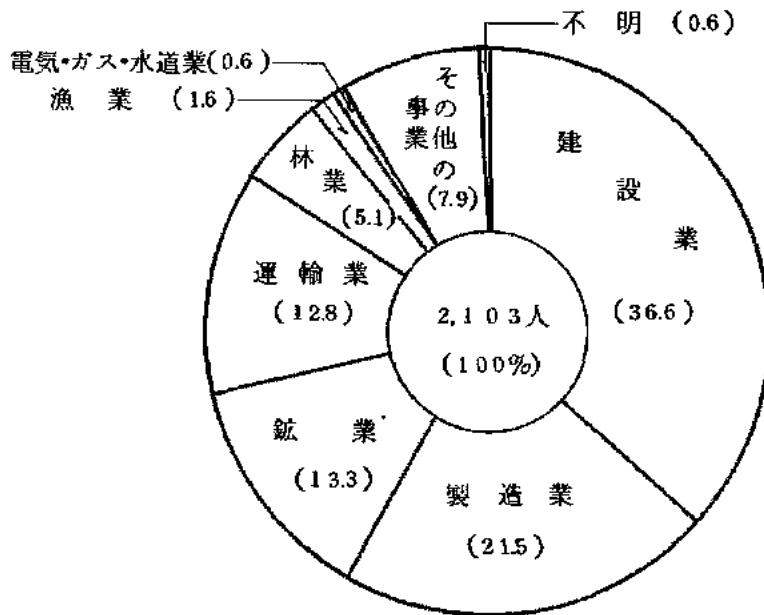
調 査 結 果

I 被災労働者（夫）について

1 勤務していた事業所の業種

被災労働者が勤務していた事業所を業種別にみると、建設業が全体の37%を占めて最も多く、次いで製造業の22%、鉱業と運輸業が各13%となっており、この4業種で全体の8割以上を占めている。（第1図）

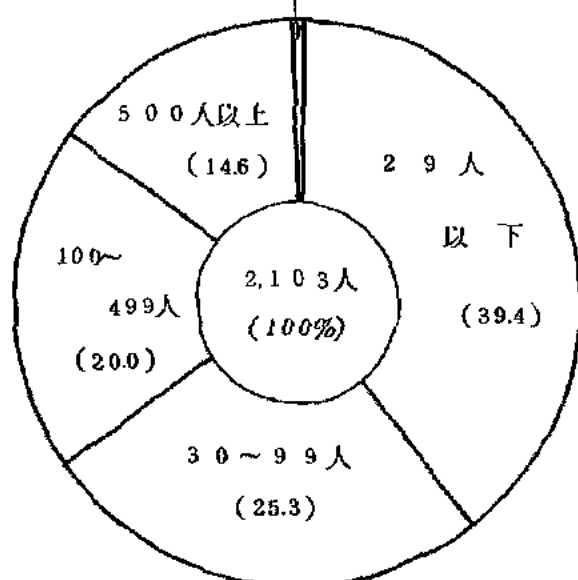
第1図 夫の勤務していた事業所の業種



2 勤務していた事業所の規模

被災労働者が勤務していた事業所を規模別にみると、規模29人以下が39%で最も多く、次いで30～99人が25%、100～499人が20%、500人以上は15%であり、小規模事業所（29人以下）の割合は大規模事業所（500人以上）の3倍近くになっている。（第2図）

第2図 夫の勤務していた事業所の規模
不明(0.7)



なお、建設業と製造業についてみると、いずれも29人以下の小規模に多い。

第1表 建設業及び製造業の事業所規模

	総 数		500人以上	100 ~499人	30 ~99人	29人以下	不 明
	実数	%					
建設業	769	100	4.0	19.4	32.4	43.4	0.8
製造業	452	100	20.6	22.1	22.6	34.3	0.4

3 死亡時の夫の年齢

死亡時の夫の年齢は30才代が最も多く(32%)、40才代(29%)がこれに次ぎ、30~40才代で全体の6割を占めている。一方、50才代19%、60才以上9%と高年齢層で被災する者もかなりある。(第2表)

被災労働者の死亡時平均年齢は43才である。

第2表 死亡時の夫の年齢

総 数		29才以下	30才代	40才代	50才代	60才以上	不 明
実数	%						
2103	100	10.6	32.4	29.1	19.0	8.7	0.2

Ⅱ 家族について

1 夫死亡時の妻の年令

夫死亡時の妻の年令は30才代が34%，40才代が29%で30～40才代で全体の6割を占めている。一方，29才以下および50才以上もそれぞれ2割弱ある。（第3表）

夫死亡時の妻の平均年令は40才である。

第3表 夫死亡時の妻の年令

総 数		29才以下	30才代	40才代	50才代	60才以上	不・明
実数	%						
2,103	100	189	33.5	289	14.3	4.2	0.2

2 夫死亡時と現在の家族員数

夫死亡時と現在の家族員数は大差はなく，両方の時点とも夫を除いて3人が最も多い（夫死亡時26%，現在28%）。以下4人（20%，21%），2人（両時点とも約18%），5人（両時点とも約15%）の順であるが，6人以上のものも両時点ともに13%ある。また現在妻のみの1人暮らしも6%あり，そのうち $\frac{1}{3}$ は50才以上である。（第4表）

第4表 夫死亡時と現在の家族員数

	総 数		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	平均家族員数
	実数	%									
夫死亡当時の夫を除く家族員数	2,103	100	7.5	17.8	26.1	20.4	15.0	7.8	3.3	2.1	3.6人
現在の家族員数	2,103	100	5.8	17.5	27.6	21.1	15.2	7.3	3.8	1.7	3.7人

3 夫死亡時の子どもの年令

夫死亡時に対象者がもっていた子ども数の総計は4,210名である。これを年令区分別にみると義務教育年令である6才から14才までのものが最も多く39%を占め次いで5才以下のものが21%，高校就学年令相当の15才から17才までのものが

17%あり、18才未満の子どもが子ども総数の約8割を占めている。(第5表)

第5表 夫死亡時の子どもの年令

総 数		5才以下	6～14才	15～17才	18才以上
実数	%				
4,201	100	21.2	39.0	16.6	23.2

4 夫死亡時の18才未満の子ども数

対象者のうち夫の死亡時に18才未満の子どもをもつていたものは全体の77%と大半を占めている。

子どもの人数別にみると、2人が32%で最も多く、次いで1人のものが27%である。(第6表)

第6表 夫死亡時の18才未満の子どもの有無

総 数		有						無
実数	%	小計	1人	2人	3人	4人	5人以上	
2,103	100	77.3	26.5	31.7	14.2	3.9	1.0	22.7

Ⅲ 子どもの教育について

1 夫の死亡が子どもの就学に及ぼした影響

夫の死亡当時12才以上で勉学中の子どもを持つていた対象者は865人あつたが、夫の死亡が子どもの「就学に影響を与えた」と答えたものが全体の3割強を占めている。影響の内容は「上級学校への進学をやめ就職した」というものが16%でかなり多い。他は「転校した」、「全日制から定時制にかわつた」、「中途退学して就職した」などがそれぞれ2～3%程度ある。

このほか「その他の影響あり」と答えたものも8%弱あり、その内容は公共職業訓練所、通信教育、各種学校等に切りかえたなどである。(第7表)

第7表 夫の死亡が子どもの就学に及ぼした影響

夫死亡時12才以上で勉学中の子どもを持つものの総数		影 響 あ り						とくべつ の 影 響 な し	不 明
実 数	%	小 計	中 途 退 学し就職	進 学 を やめ就職	全 日 制 をやめ定 時 制 に	転 校	その他		
865	100	30.5	1.8	15.6	2.4	3.2	7.5	65.1	4.4

2 奨学金の受給状況

高校生以上の子どもを持つもののうち、奨学金を受けている子どもがあるものは67人であつたが、その奨学金の額は月額1,000円以上2,000円未満(43%)と、3,000円以上5,000円未満(30%)のものが多し。1万円以上のものもわずかにある。奨学金の平均は2,600円である。(第8表)

第8表 奨学金受給額(高校生以上)

奨学金をうけている子どもをもつものの総数		1,000円 未 満	1,000円 以上~ 2,000円 未 満	2,000 ~3,000	3,000 ~5,000	5,000 ~10,000	10,000 円 以上	不 明	平 均 金 額
実数	%								
67	100	6.0	43.2	6.0	29.9	9.0	4.5	1.4	2,615円

IV 住 居 に つ い て

1 現在の住居の種類

現在の住居の種類は「自分の持家」が59%で最も多く、次いで「借家」15%、「同居」9%、「社宅・寮」8%、「貸間・アパート」7%の順である。(第9表)

第9表 現在の住居の種類

総 数		社宅・寮	自分の持家	借 家	貸間・アパート	同 居	そ の 他
実数	%						
2,103	100	7.7	59.3	15.2	7.3	8.8	1.7

2 現在の住居に住みはじめた時期

現在の住居には「夫の死亡後に移ってきた」ものが32%、「夫の死亡前から引き続き住んでいる」ものが68%である。（第10表）

第10表 現在の住居に住みはじめた時期

総 数		夫死亡前から	夫の死亡後	不 明
実 数	%			
2,103	100	67.8	32.0	0.2

3 夫の死亡後住居を移転した理由

夫の死亡後住居を移転したもの（全対象者の3割）の移転理由は、「実家に帰ってきたので」と答えたものが24%で最も多く、次いで「自分や家族の職業の都合から」17%、「前の家は社宅だったから」16%、「ここのほうが家賃が安いから」が8%となつている。このほか「その他」と答えたものが34%あるが、その内容は「子どものところへ同居のため」、「家主からたちのきを強いられたので」、「事故を早く忘れたいため」、「家を建てたため」等の理由があげられている。（第11表）

第11表 夫死亡後住居を移転した理由

夫死亡後住居を移転したものの総数		前の家は社宅だったから	ここのほうが家賃が安いから	自分や家族の職業の都合から	実家に帰ってきたので	そ の 他	不 明
実 数	%						
672	100	16.2	8.3	16.7	24.3	33.6	0.9

V 家族の就労について

1 夫の死亡当時と現在の家計担当者

夫の死亡当時、夫が一番主になつて家計を支えていたものは全対象者の97%であるが、現在では、妻が家計担当者となつているものが79%で圧倒的に多く、次いで息子が13%となつている。他に妻の父、夫の父、娘などが主たる家計担当者になつているものもわずかながらみられる。（第12表）

第 1 2 表 現在の家計担当者

夫死亡当時夫が一番主になつて家計を支えていたもの総数		妻	息 子	娘	夫の父	妻の父	その他	不 明
実 数	%							
2,034	100	78.7	12.8	1.5	1.6	1.8	3.5	0.1

2 夫死亡時及び現在職業についている家族員数

家族員の有職状況について、夫の死亡時をみると、夫以外に有職者が1人もいなかった家族、すなわち夫の収入のみで生活していたと思われるものが4割で最も多く、有職者1人の家族が3割、2人のものが2割弱であつた。

これに比して、現在の家族員についてみると、有職者が1人もいない家族は1割と大幅に減少し、逆に1人有職の家族は3割から5割へと1.7倍の上昇を示している。2人以上有職のものもそれぞれ増加しており、夫の死亡前に比べ現在の家族員中の有職者はかなり増加している。(第13表)

第13表 夫死亡時及び現在職業についている家族員数

	総 数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人 以上	不明	平均 員数
	実数	%							
夫 死 亡 時 (夫を除く員数)	2,103	100	39.8	31.2	16.5	8.8	2.5	1.2	1.4人
現 在	2,103	100	9.9	48.7	21.6	13.6	6.2	—	1.7人

さらに、夫死亡時、夫以外に有職者が1人もいなかった836の家族についてみると、現在その6割以上に1人の有職者(この場合おおむね妻)があり、2人の有職者(おおむね妻と長子)のいるものも1割と、大きく変化している。(第14表)

第14表 職業についている家族員数の変化

夫死亡当時夫以外に有職者が1人もいなかった家族総数		現在職業についている家族員数				
実数	%	0人	1人	2人	3人	4人以上
836	100	22.7	64.5	9.6	1.8	1.4

3 妻の就労について

(1) 就労の有無

対象者のうち、家事のほか何らかの仕事をしている者は76%あり、年令別では30才代(85%)と40才代(81%)に仕事をしているものの率が高く、29才以下がこれに次ぐ(76%)。60才以上では逆に仕事をしていない者の方が多い(75%)。(第15表)

第15表 妻の就労の有無(年令別)

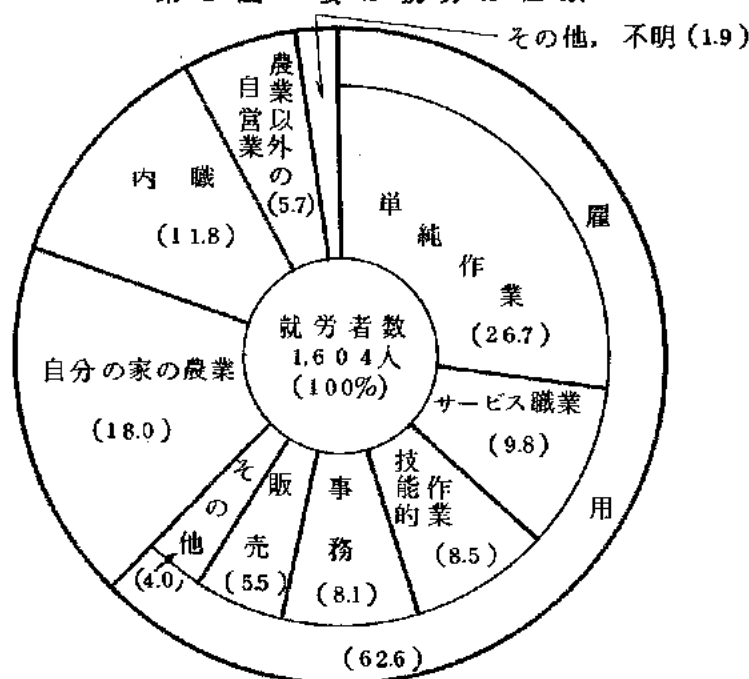
		総数		仕事をして い る	仕事をして い な い	不 明
		実数	%			
計		2,103	100	76.3	23.3	0.4
妻 の 年 令	29才以下	398	100	75.9	23.6	0.5
	30代	705	100	85.4	14.2	0.4
	40代	607	100	81.3	18.5	0.2
	50代	300	100	60.4	39.3	0.3
	60才以上	88	100	23.9	75.0	1.1
不 明		5	100	80.0	20.0	—

(2) 就労の種類

仕事をしている者の就労の種類は、雇用者(給料をもらって働いているもの)が就労者全体の63%で最も多く、自分の家の農業18%、内職12%、農業以外の自営業6%がこれにつづく。なお雇用者の内訳は、単純作業が全就労者の27%を占めて最も多く、次いでサービス職業の10%、技能的作業9%、事務8%、販売6%となっている。(第3図)

次に年令区分別にみると、雇用者については、単純作業が各年代をとおして、最も多いが、なかでも50才代では35%で非常に多い。事務、サービス職業、販売は29才以下が比較的多い。(第16表)

第3図 妻の就労の種類



第16表 妻の就労の種類(年齢別)

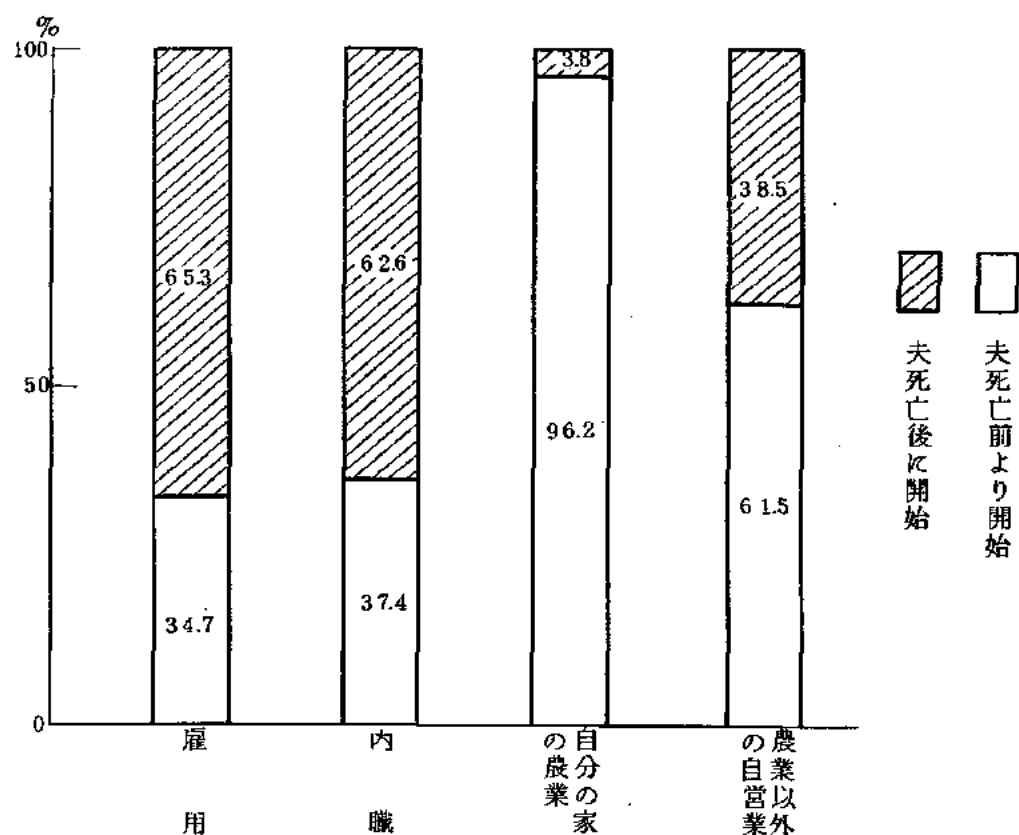
		妻の就労者総数		雇 用							内職	自分の家の農業	農業以外の自営業	その他	不明
		実数	%	小計	事務	技能的作業	単純作業	販売	サービス職業	その他					
計		1,604	100	62.6	8.1	8.5	26.7	5.5	9.8	4.0	11.8	18.0	5.7	1.7	0.2
妻の年齢令	29才以下	302	100	70.8	14.2	7.3	19.0	10.9	12.6	6.0	14.2	7.9	5.6	2.3	—
	30代	602	100	64.6	9.8	10.0	26.8	4.0	10.5	3.5	13.1	16.3	4.5	1.2	0.3
	40代	494	100	61.1	5.3	9.5	28.9	4.9	8.9	3.6	8.7	23.1	5.3	1.6	0.2
	50代	181	100	52.5	0.6	2.8	35.2	3.9	6.1	3.9	11.0	24.3	9.4	2.8	—
	60才以上	21	100	28.7	4.8	4.8	9.5	4.8	4.8	—	19.0	38.0	14.3	—	—
不 明		4	100	50.0	—	25.0	25.0	—	—	—	25.0	—	25.0	—	—

(3) 就労開始の時期

就労者のうち、夫死亡前から仕事についていたものは48%、死亡後にはじめたものは52%である。

就労開始の時期を就労形態別にみると、雇用および内職では「夫死亡後にはじめた」ものが過半数でそれぞれ65%と63%であり、自家農業と農業以外の自営業では「夫死亡前より」というものが非常に多く、それぞれ96%と62%である。(第4図)

第 4 図 就 労 開 始 の 時 期



(4) 妻の勤め先と夫の勤め先との関係

雇用されている妻の勤め先は、死亡した夫の勤め先と“同一”というものが2割あり“それ以外”と答えたものは8割である。(第17表)

第 1 7 表 妻の勤め先と夫の勤め先との関係

雇用者総数		夫がつとめて いた会社	それ以外	不 明
実 数	%			
1,005	100	19.2	79.2	1.6

(5) 妻の就労による月収金額

妻の就労による1ヶ月当たりの収入は全就業者の平均では1万8,000円である。就労形態別に平均をみると、雇用は1万9,000円、内職8,600円、自分の家の農業1万6,000円、自営業は3万7,000円である。

金額分布別では、1万円以上2万円未満の層が44%と多く、次いで2万円以上3

万円未満のものが24%ある。一方、1万円未満のものも18%、3万円以上のものも12%みられる。(18表)

第18表 妻の月収金額

妻の就労者総数		5,000円未満	5,000円以上 ~1万円未満	1万円以上 ~2万円未満	2~3	3~4	4~5	5万円以上	不明	平均金額
実数	%									
1,604	100	5.4	12.2	43.7	24.3	7.4	2.4	2.4	2.2	17,981円

4 子どもの就労

対象者のうち、夫死亡後子どもが就職したものは2割であるが、これら就職した子どもの勤め先は、死亡した夫の勤め先と“同一”というものが1割ある。(第19表、第20表)

第19表 夫死亡後就職した子どもの有無

総数		い	る	い	ない	不	明
実数	%						
2,103	100		20.4		79.3		0.3

第20表 夫の勤め先に就職した子どもの有無

夫の死亡後就職した子ども総数		い	る	い	ない	不	明
実数	%						
428	100		9.6		89.5		0.9

V 家計について

1 現在の家庭の月収総額とその内容

1ヶ月当たりの家庭の総収入(妻の収入、その他の家族が働いて得た収入、公的年金等の合算)の平均は約4万2,000円である。

金額分布別にみると、3万円以上4万円未満のものが20%、2万円以上3万円未満18%、4万円以上5万円未満15%などの順である。(第21表)

第21表 現在の家庭の月収総額

総 数		1万円 未 満	1万円 以上 2万円 未 満	2 ～ 3	3 ～ 4	4 ～ 5	5 ～ 6	6 ～ 8	8 ～ 10	10万円 以 上	不 明	平 均 金 額
実数	%											
2,103	100	3.0	10.4	17.7	19.9	15.4	11.3	9.7	3.4	3.1	6.1	42,359円

以上の総収入の内容をみると、公的年金（労災保険の遺族補償年金、厚生年金保険の遺族年金、国民年金の母子年金等）をうけているもの77%、妻の働いて得た収入のあるもの76%のほか、家族の働いて得た収入のあるものが42%ある。一方奨学金や生活保護、企業年金等はきわめて少ない（1～3%）。（第22表）

第22表 総 収 入 の 内 容

総 数		妻の働 いて得 た収入	家族の働 いて得た 収入	公的年金	企業年金	奨学金	生活保護	その他
実数	%							
2,103	100	75.9	41.5	76.5	1.2	3.1	1.7	11.2

注) 1人で1項目以上該当するものがあり、計は100%をこえる。

2 現在の月収と夫死亡前の月収との比較

現在の家庭の月収が夫死亡当時とくらべて「減った」と答えたものが全対象者の84%を占め、「変わらない」と答えたものは9%、「ふえた」と答えたものもわずかながらある（4%）。減った額の平均は2万7,000円、ふえた額の平均は2万3,000円である。

減少した額を金額区分別にみると、2万円以上3万円未満が多く27%ある。（第23表）

第23表 現在の月収と夫死亡前の月収との比較

	総 数		増 減 額								平 均 金 額
	実数	%	5,000 円未満	5,000 円以上 1万円 未 満	1 ～ 2	2 ～ 3	3 ～ 4	4 ～ 5	5万円 以 上	不 明	
減った	1,763	100	1.1	4.0	20.1	27.3	21.4	10.4	9.5	6.2	27,047円
増えた	82	100	1.2	19.5	23.2	22.0	9.8	7.3	8.5	8.5	22,600円

3 現在の1ヶ月当たりの支出額

現在の1ヶ月当たりの支出（4月の支出，特別な臨時支出は除く）は平均3万7,000円であるが，実家等に生計費の大部分を依存しているものについては，自己負担分としては握された金額だけが含まれている。

金額区分別では3万円以上4万円未満の層が最も多く（27%），次いで2万円以上3万円未満22%，4万円以上5万円未満19%などの順である。また支出5万円以上のものも2割みられる。（第24表）

第24表 現在の1ヶ月当たりの支出額

総 数		2万円	2万円以上 3万円未満	3 ～4	4 ～5	5 ～6	6 ～7	8万円 以上	不 明	平 均 金 額
実数	%	未 満	未 満							
2,103	100	7.9	21.6	26.7	18.6	10.0	7.8	2.1	5.3	36,693円

4 夫死亡時の家の財産の所有状況

夫死亡時の財産の所有状況を見ると，家屋を持っていたものが57%で最も多く，次いで土地46%，貯金45%である。株・債権を所有していたものもわずかながある（5%）。（第25表）

第25表 夫死亡時の家の財産の所有状況

総 数		土 地	家 屋	貯 金	株・債権	そ の 他
実 数	%					
2,103	100	46.4	56.6	44.7	4.7	3.4

注) 1人で1項目以上該当するものもあり，計は100%をこえる。

5 夫死亡時の貯金額

夫の死亡時に貯金を持っていたもの（全体の45%）の平均貯金額は35万円である。

金額区分別にみると，20万円以上50万円未満のものが27%を占めて最も多く，次いで10万円以上20万円未満のものが21%，50万円以上100万円未満のものが15%などである。（第26表）

第26表 夫死亡時の貯金額

総 数		5万円	5万円以上 10万円未満	10 ～20	20 ～50	50 ～100	100 ～200	200 ～500	不 明	平 均 金 額
実数	%	未 満								
940	100	8.7	11.5	21.2	27.1	14.9	5.4	2.3	8.9	345,034円

Ⅶ 夫の死亡により受け取った金について

1 一時的収入総額

遺族は労災保険の葬祭料や遺族補償年金の前払一時金をはじめとして、損害賠償金、生命保険金、事業所からの退職金や弔慰金等一時的にまとまった金をうけているが、その収入総額の平均は145万円である。金額区分別では50万円未満28%、50万円以上100万円未満25%で、100万円未満のものが半数以上を占める。また200万円以上のものもかなりみられる。(24%)

これを夫が勤務していた事業所規模別にみると、29人以下の規模では平均114万円、30～99人133万円、100～499人165万円、500人以上217万円と規模が大きくなるにつれて遺族が一時的に受取る金額が多く、29人以下と500人以上規模では約100万円の差がみられる。(第27表)

第27表 夫死亡後の一時的収入総額

		総 数		50万円	50万円以上 100万円未満	100 ～150	150 ～200	200 ～300	300 ～500	500 ～1000	1000 万円以上	不明	平均金額
		実数	%	未 満									
計		2,103	100	27.4	25.3	13.1	9.2	10.1	9.1	4.1	0.3	1.4	1,448,764円
事業所規模	500人以上	307	100	13.4	14.7	14.3	13.4	18.4	17.6	6.5	0.7	1.0	2,173,706
	100～499人	420	100	22.4	26.7	14.3	9.0	7.9	10.2	6.4	0.7	2.4	1,645,413
	30～99人	533	100	25.9	27.5	15.4	9.9	10.7	6.8	3.0	—	0.8	1,326,383
	29人以下	828	100	36.2	27.5	10.5	7.4	7.6	6.8	2.5	0.1	1.4	1,144,968
	不 明	15	100	33.4	—	20.0	6.7	13.3	13.3	13.3	—	—	2,273,011

2 一時的収入の内容

遺族が受け取った一時的収入の内容としては、労災保険の葬祭料をもらったもの92%、事業所からの退職金や弔慰金が53%、生命保険52%、労災保険の遺族補償年金の前払一時金41%、損害賠償(自動車損害賠償責任保険等)12%などであ

る。(第28表)

第28表 一時的収入の内容

総 数		(事業所から) 退職金等	労災保険の 葬 祭 料	遺族補償年 金の前払一 時金	生命保険	損害賠償 (自賠等)	そ の 他
実 数	%						
2,103	100	53.4	91.5	40.5	52.3	11.6	12.9

注) 1人で1項目以上該当するものあり、計は100%をこえる。

なお、対象者のうち一部労災保険の葬祭料不支給というものがあるが、これは損害賠償が先行支給されたため労災保険からは支給されていないものである。

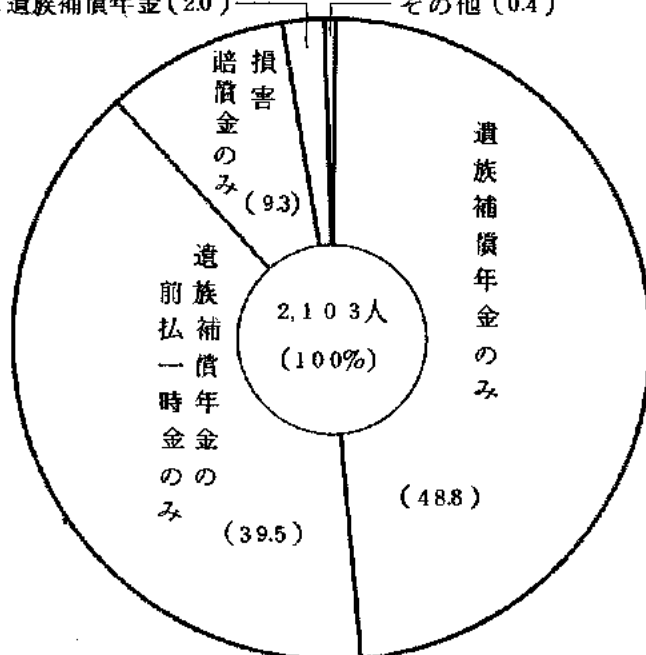
(1) 公的な給付について

イ 遺族が受け取った災害補償等の種類

対象者が夫死亡後現在までに受けた災害補償等の種類は、「労災保険の遺族補償年金のみ」というものが49%で多く、「労災保険の遺族補償年金の前払一時金のみ」が40%でこれに次ぐ。「損害賠償金のみ」というものも9%あり、他に損害賠償金の妻の取り分が労災保険の遺族補償年金より低く、労災保険から差額を受けている「損害賠償金と労災保険の遺族補償年金」というものもわずかながらある。(第5図)

第5図 受け取った公的な給付の種類

損害賠償金と遺族補償年金(2.0) ———— その他(0.4)



これを事業所の規模別にみると、500人以上では「労災保険の遺族補償年金のみ」の受給者が比較的多い。（第29表）

第29表 受け取った災害補償等の種類（事業所規模別）

		総 数		遺族補償	遺族補償年	損害賠償	損害賠償	そ の 他
		実数	%	年金のみ	金の前払一時金のみ	金 の み	金と遺族補償年金	
計		2103	100	48.8	39.5	9.3	2.0	0.4
事業所規模	500人以上	307	100	60.5	32.6	4.9	2.0	—
	100～499人	420	100	45.1	41.0	10.5	2.9	0.5
	30～99人	533	100	43.5	43.2	10.3	2.1	0.9
	29人以下	828	100	49.4	39.3	9.5	1.7	0.1
	不明	15	100	46.6	26.7	20.0	—	6.7

ロ 遺族補償年金の前払一時金

(イ) 前払一時金の受給額

労災保険の遺族補償年金の支払い方法は毎年一定額を支払うのがたてまえであるが、遺族が希望すればそのうち給付基礎日額の400日分に限り前払いを受けることができる。この前払一時金を請求したものは全体の4割で、受けた平均額は61万円である。

金額区分別にみると40万円以上60万円未満の層が34%で最も多く、次いで60万円以上80万円未満が28%で、40万円以上80万円未満の層が全体の6割を占めている。（第30表）

第30表 前払一時金受給額

前払一時金受給者総数		20万円未満	20万円以上40万円未満	40～60	60～80	80～100	100～150	150～200	200万円以上	平均金額
実数	%									
851	100	1.4	18.3	33.7	28.0	12.2	5.6	0.6	0.2	612,865円

(ロ) 前払一時金の受給理由

前払一時金を受けた理由としては、「一時にまとまった金が必要だったから」が43%で最も多く、次いで「まとまった金が手もとにあれば心強いから」25%、「周囲からすすめられたから」17%などの順である。（第31表）

第31表 前払一時金を受けた理由

前払一時金受給者総数		年金より	一時にまと	まとまった	周囲からす	その他	不明
実数	%	早くはいる	まったお金が 必要	まとまった お金が手も とにあれば 心強い	すすめられた		
851	100	4.4	43.2	24.6	16.9	9.3	1.6

ハ 遺族補償年金の受給額

調査時現在で労災保険の遺族補償年金を受けているものは全体の5割で、その平均年額は21万円である。

金額区分別にみると、12万円以上24万円未満が最も多く50%、24万円以上36万円未満25%がこれに次ぎ両階層で75%と、大半を占めている。(第32表)

第32表 遺族補償年金の受給額(年額)

総数		6万円	6万円以上 12万円未満	12	24	36	60	96万円	平均金額
実数	%	未満	未	～24	～36	～60	～96	以上	
1069	100	2.1	14.9	49.5	25.4	7.5	0.5	0.1	212,952円

ニ 公的年金の受給総額

公的機関から遺族に支給される年金には、労災保険の遺族補償年金のほか厚生年金保険の遺族年金や国民年金の母子年金などがある。調査対象者のなかには、遺族補償年金と遺族年金や母子年金をあわせて受けているものもあり、また遺族年金や母子年金は支給されているが遺族補償年金の前払一時金をうけているため、または損害賠償金を先にうけているため、遺族補償年金の支給が停止されているものもあつた。したがって、公的年金全体としての受給額の平均は前項の労災保険の遺族補償年金平均額より若干低くなり、公的年金の平均は約20万円である。

金額区分別では6万円以上12万円未満が最も多く(32%)、12万円以上24万円未満28%、24万円以上36万円未満が25%とつづく。(第33表)

第33表 公的年金の受給総額(年額)

総数		6万円	6万円以上 12万円未満	12	24	36	60	96万円	平均金額
実数	%	未満	未	～24	～36	～60	～96	以上	
1608	100	3.7	32.3	27.8	25.2	10.3	0.6	0.1	198,780円

(2) 事業所から受け取った退職金等

イ 退職金等の有無

事業所からの退職金や弔慰金が出たものは全体の53%であり、出なかつたものは47%である。これを規模別にみると、大規模ほど出たものも多く、500人以上では78%である。(第34表)

第34表 退職金等の有無(事業所規模別)

		総 数		有	無
		実 数	%		
計		2,103	100	53.4	46.6
事業所規模	500人以上	307	100	77.5	22.5
	100～499人	420	100	54.2	45.8
	30～99人	533	100	51.6	48.4
	29人以下	828	100	45.5	54.5
	不 明	15	100	40.7	59.3

ロ 退職金等の金額

事業所から退職金や弔慰金を受け取ったものについて、その金額をみると平均は64万円であるが、事業所規模により額にも大きな差がみられる。すなわち、29人以下の規模では27万円、30～99人48万円、100～499人71万円、500人以上では135万円と大規模ほど受け取る金額も多く、29人以下と500人以上では100万円以上の差がみられる。

金額区分別にみると100万円未満のものが75%と大半を占めており、なかでも30万円未満が51%で特に多い。一方200万円以上のものも1割弱ある。(第35表)

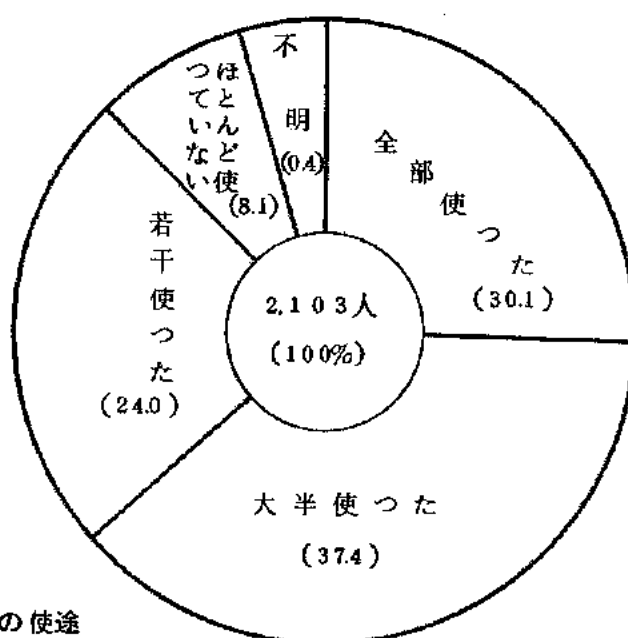
第35表 退職金等の金額（事業所規模別）

		総 数		30万円	30万円以上 50万円未満	50 ～ 100	100 ～ 150	150 ～ 200	200 ～ 300	300 ～ 500	500 ～ 1000	1000 万円以上	不明	平 均 金 額
		実数	%	未 満	未 満									
計		1,124	100	51.1	8.9	14.8	9.6	4.6	4.9	3.2	0.8	—	2.1	640,155円
事業所規模	500人以上	238	100	14.3	5.9	23.1	19.7	13.0	12.2	8.8	1.7	—	1.3	1,345,057
	100～499人	228	100	43.1	11.0	18.9	9.6	3.9	5.3	3.9	0.4	—	3.9	707,540
	30～99人	274	100	58.8	13.5	10.6	5.8	3.6	3.6	1.5	1.1	—	1.5	479,118
	29人以下	377	100	73.6	6.1	10.3	5.8	0.5	0.8	0.5	0.3	—	2.1	271,189
模 不 明		7	100	57.1	14.3	—	14.3	—	14.3	—	—	—	—	528,571

3 一時的収入の現在までの支出状況

対象者は、夫死亡後1年5ヶ月以上2年5ヶ月未満の期間を経過しているが、一時的にまとまって受け取った金を現在までにどの程度使ったかをみると、「大半使った」というものが37%で最も多く、次いで「全部使った」が30%、「若干使った」が24%となっており、「ほとんど使っていない」ものは8%である。（第6図）

第6図 一時的収入の現在までの支出状況

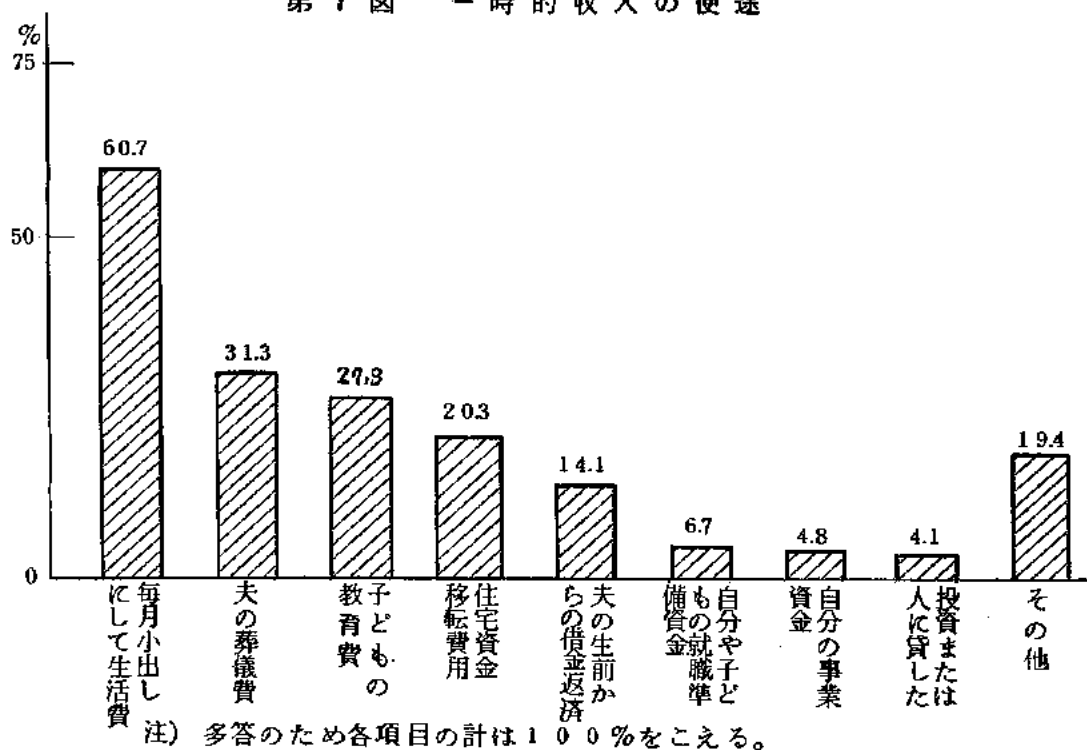


4 一時的収入の使途

一時的収入の使途としては、「毎月小出しにして生活費」をあげたものが61%でもっとも多く、夫の葬儀費31%、子どもの教育費28%、住宅資金・移転費用20%

がこれにつづく。夫の生前からの借金返済をあげたものも14%とかなり多い。このほか「その他」と答えたもの19%の内容は「石塔、墓地の購入、法事」、「自分や家族の医療費」、「娘や息子の結婚資金」、「夫の父母、兄弟に分配」、「家屋の営繕・新築」などである。（第7図）

第7図 一時的収入の使途



5 一時的収入の使途についての相談相手

以上のように、一時的にまとまって受け取った金の使途について「誰かに相談したか」については、「相談した」ものが71%、「相談しなかった」ものが29%である。相談した相手は「親戚」や「家族」が66%と過半数を占めており、夫の会社関係の人や、近隣・知人、及び公的機関等はきわめて少ない。（第36表）

第36表 一時的収入の使途についての相談相手

総 数		家 族	親 戚	夫の会社 関係の人	近所の人・ 知 人	役 所 その他 公的機関	そ の 他	相 談 しない	不 明
実数	%								
2,103	100	31.6	34.2	3.2	0.6	0.4	0.6	29.0	0.4

Ⅷ 夫の葬式について

1 社葬の有無

葬式は「会社でしてくれた」か、それとも「自分でした」かをみると「自分でした」ものが41%ともつとも多く、「会社でした」ものは35%、「会社がしてくれたが自分でもした」ものが24%ある。

会社の規模別にみると、規模が大きいほど「会社でしてくれた」ものが多く、500人以上では52%あるが、逆に小規模では「自分でした」もののほうが多く、29人以下では58%となつている。（第37表）

第37表 社葬の有無（事業所規模別）

		総 数		会社でし てくれた	自分でした	会社がして くれたが自 分でもした	不 明
		実 数	%				
計		2103	100	348	41.1	24.0	0.1
事業 所規 模	500人以上	307	100	52.1	14.7	33.2	—
	100~499人	420	100	42.5	29.0	28.3	0.2
	30~99人	533	100	35.3	39.0	25.5	0.2
	29人以下	828	100	24.6	58.4	16.9	0.1
	不 明	15	100	13.3	40.0	46.7	—

2 葬 儀 費 用

自分で葬儀をしたもの（会社がしたが自分でもしたものを含む。）の負担した費用は平均15万円である。これを「自分でした」と「会社がしてくれたが自分でもした」ものに分けてみると「自分でした」ものは平均17万円、「会社がしてくれたが自分でもした」ものは平均12万円である。

金額分布別にみると10万円以上15万円未満の層が一番多く26%で、20万円以上30万円未満16%、15万円以上20万円未満が13%でこれに次ぐ。一方30万円以上かかったものも12%みられる。（第38表）

第 38 表 葬 儀 費 用

		総 数		4万円	4万円以上 7万円未満	7 ~10	10 ~15	15 ~20	20 ~30	30 ~50	50万円 以上	不 明	平均金額
		実数	%	未 満	未 満								
葬 儀 を し た 人	計	1368	100	13.6	4.1	9.8	26.3	12.5	15.9	9.1	2.5	6.2	15万円
	自 分 で し た	864	100	7.1	3.8	8.2	27.0	14.7	18.2	11.3	3.1	6.6	17万円
	会 社 が し た か 自 分 が し た	504	100	24.8	4.6	12.5	25.1	8.7	12.1	5.2	1.4	5.6	12万円

Ⅹ 妻の意識について

1 夫の死亡により一番困ったこと

夫の死亡により一番困ったことは何かとの問に対して「生活費に困った」と答えたものが33%で最も多く、ついで「身近な相談相手がなくて困った」が31%である。なお、率は低い「住居で困った」、「お金のことで親戚などの介入に困った」などの悩みも出されている。「その他」の14%の内容をみると「夫に先立たれた悲しみと将来に対する物心両面の不安」、また出稼者の場合と思われるが「農業の主な働き手を失なつて困った」などの訴えが多い。(第39表)

第39表 夫の死亡により一番困ったこと

総 数		夫の死亡にともなう多額の 出費	生活費	子供の 教育費	住 居	相談相手 がなくて	お金のことで親戚 などの介入	その他	不 明
実数	%								
2103	100	7.6	33.1	3.1	6.0	30.5	5.3	14.0	0.4

2 遺族のために政府や公的機関にしてほしいこと

労働災害による遺族のために政府や公的機関に特にしてほしいこととしては、「労災保険の遺族補償年金の増額」が79%、「労災保険の遺族補償年金加算をうける子どもの資格年令を上げてほしい」が36%、「遺族のための相談所がほしい」が27%、「奨学金制度がほしい」が16%などの順である。その他、「一時貸付金制度がほしい」、「葬祭料を増してほしい」などの要望も出されている。(第40表)

第40表 公的機関に対する要望

総 数		遺族補 償年金 の増額	葬祭料 の増額	子どもの 受給年令 の引上げ	相談所 の設置	奨学金 制 度	就 業 資 金	一 時 貸付金	その他	特 に な し	不 明
実数	%										
2,103	100	792	6.3	35.5	27.3	15.5	3.2	8.7	4.7	4.6	15.0

注) 1人に最も要望したいこと2つをあげさせたので各項目の計は100%
をこえる。

付 録

労働災害遺族の生活実態に関する調査票

昭和44年5月

婦人少年室		サンプル番号		調査員名	
-------	--	--------	--	------	--

調査対象者(被災者)氏名	生年月日	現住所	被災者(夫)氏名
調査番号	被災者の勤務先事業所		
年金証書番号	基礎番号	現住所	現住所
年金等の種類		平均賃金(給付基礎日額)	
1. 葬給一時金のみ		葬給料	
2. 賠償金のみ		計給一時金	
3. 年金のみ		(注1) 労災年金	
4. 葬給一時金(又は賠償金)と年金		(注2) その他の公的年金(厚生年金、国民年金)	

注1. 基礎番号は第2けたを記入

注2. 受給権者がすでに受取った年金等の種類

注3. 労災年金とその他の公的年金は1ヵ月あたりの金額を記入

質問に対する回答は該当する番号を○で囲むか、またはあてはまる答を記入して下さい。

- 問1. A) ご主人が亡くなった当時の御家族はどなたとどなたでしたか？ 勤務や勉学のために家を離れていた家族も含めて下さい。(ワからホまでの順に記入)
- B) 当時一番主になって家計を支えていたのは誰ですか？【イ欄に○印をつける】

- 問2. A) 今のご家族はどなたとどなたですか？ 勤務や勉学のために家を離れている家族も含めて下さい。【ロとハの順に記入】
- B) ご家族のうちで現在一番主になって家計を支えているのは誰ですか？【イ欄に○印をつける】

イ 家族人数	ロ 本人との続柄	ハ 年令	ニ 職業の有無	ホ 12才以上の子供で就学中のものに○印
	夫		1. 有 2. 無	
1	本人(妻)		1. 有 2. 無	
2			1. 有 2. 無	
3			1. 有 2. 無	
4			1. 有 2. 無	
5			1. 有 2. 無	
6			1. 有 2. 無	
7			1. 有 2. 無	
8			1. 有 2. 無	
9			1. 有 2. 無	

イ 家族人数	ロ 本人との続柄	ハ 職業の有無
1	本人(妻)	1. 有 2. 無
2		1. 有 2. 無
3		1. 有 2. 無
4		1. 有 2. 無
5		1. 有 2. 無
6		1. 有 2. 無
7		1. 有 2. 無
8		1. 有 2. 無
9		1. 有 2. 無

問 3. いまのあなたのお住いはどう
いう家ですか？

1. 社宅・寮
2. 自分の持家
3. 借 家
4. 賃貸＝アパート
5. 同 居
6. その他

問 4. この家にはご主人が亡くなら
れる前からお住いですか。そ
れとも、その後に移ってこら
れましたか？

1. 夫死亡前から
2. その後に移ってきた

問 5. [問4の答が2の人に] 家を
移られたのはどういう理由か
らですか？

1. 親の家は社宅だったから
2. この方が家賃が安いから
3. 自分や家族の職種の都合から
4. 実家に帰ってきたので
5. 再婚したので
6. その他

問 6. あなたは現在、家事のほかに
何か仕事をしていますか？

1. 仕事をしている
2. 仕事をしていない

問 7. [問5の答が1の人に] それ
はどんなお仕事ですか？
[どの分類に入れてよいか分
らないときは、どんな仕事を
を余白に具体的に書いて下さ
い]

- | | |
|--|-----------|
| 雇用
(給料をもら
って働くこ
と。分類は一
枚目のうら
を参照して下
さい。) | 1. 事 務 |
| | 2. 技術的作業 |
| | 3. 単純作業 |
| | 4. 販 売 |
| | 5. サービス職業 |
| | 6. その他() |
| 7. 内 職 | |
| 8. 自分の家の農業 | |
| 9. 農業以外の自営業(自分で商売
をしているなど) | |
| 0. その他 | |

問 8. [問6の答が1の人に] その
仕事はご主人が亡くなられる
以前からしていられました
か？

1. 夫の死亡前からしていた
2. 夫の死亡後にはじめた

問 9. [問6の答が1の人に] その
仕事からの収入は月にどれ位
になりますか？(つとめてい
る人の場合、税金などを差引
かれる前の総額を答えて下さ
い)

円

問10. [問7の答が1～6の人に]
あなたの勤め先はご主人がつ
とめていられた会社ですか？
[その会社の他の事業所や同
系列の会社につとめている場
合も含む]

1. 夫がつとめていた会社
2. 1. 以外

問11. ご主人がなくなられた後で、
就職したお子さんがいます
か？

1. いる
2. いない

問12. [問11の答が1の人に] その
お子さんの中でご主人がつと
めていられた会社に就職した
人がありますか？[その会社の
他の事業所や同系列の会社
につとめている場合も含む]

1. いる
2. いない

問13. [問1の右側に○印のある人
に] ご主人がなくなられたた
めにお子さんの就学に何か影
響がありましたか？

1. 中途退学し、就職した
2. 上級学校への進学をやめ就職し
た
3. 全日給をやめて定時制にした
4. 転校した
5. その他()
6. とくべつの影響はない

問14. ご主人が亡くなられたあと
で、まとまって受取られたお
金はどのようなものがありま
したか？

1. 事業所から(退職金や退職金な
ど) 円
 2. 葬儀料(葬儀保険) 円
 3. 労災遺族年金(労災一両金) 円
 4. 生命保険 円
 5. 損害賠償(自動車損害賠償
責任保険等) 円
 6. その他() 円
- 計 円

問15. それらのお金の使い方や処置について誰かに相談なさいましたか？ 相談なさったとすれば誰にしましたか？

相談した(誰に) (おもなもの1つに○印)	1. 家族
	2. 親戚
	3. 夫の会社関係の人
	4. 近所の人・知人
	5. 役所その他公的機関
	6. その他()
7. 相談しない	

問16. それらのお金は、これまでどのくらい使いましたか？
〔投資や人に貸した場合も「使った」に含める〕

1. 全部使った
2. 大半使った
3. 若干使った
4. ほとんど(又は全然)使っていない

問17. 〔問16の答が1, 2, 3の人に〕おもにどのようなことに使いましたか？ おもなものをいくつかあげて下さい。

1. 毎月小出しにして生活費
2. 自分の事業資金
3. 自分や子どもの就労準備資金
4. 住宅資金、移転費用
5. 子供の教育費
6. 投資、又は人に貸した
7. 夫の葬儀費
8. 夫の生前からの借金の返済
9. その他()

問18. 〔問14で前払一時金をももらった人に〕労災補償の受取り方としては、はじめから年金をうける人と、はじめに前払一時金としてまとまったお金をもらう人がありますが、あなたが前払一時金をうけられたのはどんな理由からですか？

1. 年金より早く手に入ると思ったから
2. 一時にまとまったお金が必要だったから
3. まとまったお金が手もとにあれば心強いから
4. 周囲からすすめられたから
5. その他

問19. ご主人のお葬式は会社でしてくれましたか、自分でなさいましたか？

1. 会社でしてくれた
2. 自分でした
3. 会社がしてくれたが、自分でもした

問20. 〔問19の答が2と3の人に〕お葬式にはどれ位の費用がかかりましたか？〔会社がしてくれた葬式の分は除く〕

円

問21. お宅では現在1カ月に平均どれ位の収入がありますか？
〔年金と奨学金は1カ月あたりの金額を答えて下さい。その他の収入は今年1月から4月まで月平均を答えて下さい〕

〔妻の働いて得た収入は問9の答を転記する〕

1. 妻の働いて得た収入	円	
2. 家族の働いて得た収入	円	
公的年金	3. 労災年金	円
	4. その他の公的年金	円
	5. 計	円
6. 企業年金	円	
7. 奨学金	円	
8. 生活保護	円	
9. その他(財源収入、仕送りなど)	円	
計	円	

問22. お宅の現在の月々の収入はご主人がなくなられた当時とくらべてどれ位のちがいがありますか？

1. 増えた()	円のちがい
2. 減った()	円のちがい
3. 変わらない	
4. その他()	

問23. お宅では先月(4月)の支出はどれ位でしたか？〔この月だけの特別な臨時的支出は除く〕

円

問24. ご主人が亡くなられた当時、お宅には貯金や土地、家などの別産がありましたか？
〔あったものを全部に○印〕〔貯金のある人は金額も書く〕

1. 土地	1. 有 2. 無
2. 家 屋	1. 有 2. 無
3. 貯 金	1. 有 2. 無 () 円
4. 株・債券	1. 有 2. 無
5. その他()	1. 有 2. 無

問25. ご主人が亡くなられてお困りになったことがいろいろあると思いますが、一番お困りになったことは何ですか。この中から一つだけあげるとすればどれでしょうか？

1. 夫の死亡にともなう多額の出費に困った
2. 生活費に困った
3. 子供の教育費に困った
4. 住居のことで困った
5. 身近に相談相手になくて困った
6. お金のことで親戚などの介入に困った
7. その他()

問26. 労災災害で亡くなられた方の遺家族のために、政府や公の機関にとくにしてほしいと思うことがありますか？ いろいろあれば、一番してほしいことを二つだけおっしゃって下さい。〔リスト：1〕

1. 年金をふやしてほしい
2. 葬祭料をふやしてほしい
3. 子供の年金をもらえる資格年齢をもっと上げてほしい
4. 遺族のための相談所がほしい
5. 奨学金制度がほしい
6. 就業資金を出してほしい
7. 一時貸付金制度がほしい
8. その他()
9. とくにしてほしいことはない

労 災 保 険 に つ い て

労災保険は労働者が業務災害をこうむった場合に、その労働者や遺族に補償を行なうために政府が取り扱っている保険である。

労災保険で受けられる補償給付には、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、長期傷病補償給付があるが、今回の調査事項と関係ある遺族補償給付並びに葬祭料について参考までに略記する。

1 遺族補償給付について

遺族補償年金

労働者が業務上死亡した場合、その遺族の数に応じて、死亡労働者に関する給付基礎年額（^注給付基礎日額×365）の30～50%が年金として支給される。

注）給付基礎日額とは、各保険給付額算定の基礎となる額で、原則として労働基準法の平均賃金相当額とされている。平均賃金は、原則として災害が発生した日の直前の賃金締切日以前3ヶ月間に支払われた賃金（年2回のボーナス等を除く。）の総額をその期間の総日数で除した金額である。

遺族補償年金の前払一時金

労働者の死亡した直後、遺族の一時的出費の必要を考慮して、遺族補償年金には前払一時金制度が設けられている。これは遺族補償年金の請求と同時に受給権者が請求すれば、給付基礎日額の400日分相当額を支給されるものである。この前払一時金が支給されると遺族補償年金は年金の毎月分の額の合計が前払一時金の額に達するまでの期間、その支給が停止される。

注）遺族補償一時金

遺族補償年金の受給権者となる遺族がいない場合に支給されるもので、給付基礎日額の400日分相当額が支給されるが本調査では関係がない。

葬 祭 料

3万5,000円に給付基礎日額の30日分相当額を加えた額が支給される。葬祭は一般に死亡労働者の遺族によつて行なわれるので、葬祭を行なうにふさわしい遺族がある場合には、たとえ社葬が行なわれた場合でも葬祭料の支給は会社になされず、遺族に対して支給されるのが一般である。

2 損害賠償について

損害賠償金

業務上の災害が、第三者の不法行為によつて発生したときは、労災保険の保険給付を請求することができるとともに、第三者に対しても損害賠償の請求ができる。しかし労災保険の給付と第三者からの損害賠償とは、その内容において重複する部分も少なくないので、労災保険では二重に損害をてん補する不合理をさけるために、同一の事由により第三者から損害賠償（自動車損害賠償保険を含む。）をうけた場合には、その損害賠償額の範囲（受給権者のとり分）までは保険給付を行なわないことにしている。また、労災保険が先に保険給付を行なつた場合には、その給付額について、労災保険（政府）は第三者に対し、被害者に代つて損害賠償の請求をすることになっている。

本調査で損害賠償の弁済を受けた対象者は大半が自動車事故で、自動車損害賠償責任保険（自賠法）によるものであるから、以下自賠法について略記する。

自賠法

自賠法（法律第97号）は、民法の特別法として昭和30年7月29日から施行された。この法律は、一般に自動車による事故から生じた損害賠償を保険の制度によつて、その支払を確実にしようとする制度である。保険金額は、死亡者については、一人当たり300万円（この法定限度額は昭和42年8月1日以後に発生した事故に対する改訂額）である。

死亡による賠償金（300万円）の内訳は死亡本人の財産的損害70%（210万円、遺族全員に対する得べかりし利益で遺族補償給付に相当するもの）、葬儀料5%（15万円）、精神的損害（慰謝料）25%（75万円）である。自賠保険によつて損害賠償が先に支払われている場合には、その限度内で労災保険からの給付は行なわれないのが原則であるが、労災保険の遺族補償年金の支給停止期間は3年を限度とされている。したがつて損害賠償金の額が3年間の遺族補償年金支給合計額を上回る場合でも、3年を経過すれば必ず労災保険の遺族補償年金の支給が開始される。

3 その他の公的年金について

厚生年金保険

労働者の老令、廃疾、死亡等について保険給付を行なうものである。このうち遺族年金は、被保険者期間が6ヶ月以上であつた労働者が死亡した場合、遺族に対し基本年金額の $\frac{1}{2}$ が給付され（最低保障6万円）、子ども1人について4,800円が加算さ

れる。

国民年金

老後や不時の事故にあつたときの生活の安定にそなえて国が設けた年金制度である。このうち母子年金とは、引きつづき1年以上保険料を納めている妻が夫を亡くし、18才未満の子どもと生計を同じくしているとき、5万5,200円（2人目の子どもから1人につき4,800円加算）の年金が給付される。

4 労災保険年金とその他の年金との関係

労災保険の年金受給者であつて、厚生年金保険から同一の事由により遺族年金が支給されているときは、一率に厚生年金からの支給額の $\frac{1}{2}$ に相当する額を労災保険の年金額から差し引いて支給することになつている。国民年金保険の母子年金の場合についても調整されるが、この場合は $\frac{1}{3}$ 額が差し引かれることになつている。

労働災害遺族の生活実態に関する調査

昭和44年10月20日 印刷

昭和44年11月15日 発行

発行者 労働省 婦人少年局

東京都千代田区大手町1-7

印刷者 有限会社 研 文 社

東京都新宿区四谷3-6

電話(353)8358, (351)0046